

## 松山市高齢者補聴器購入費助成金 Q&amp;A集

NO.	区分	質問	回答
	事前相談	事前相談とは何ですか。	対象要件の確認と手続の説明を行います。まず長寿福祉課にご相談ください。ご本人様かご家族の方であればご相談いただけます。来庁でも電話でも大丈夫です。
	事前相談	事前相談や申請のために窓口へ行く場合、本人が行かないといけませんか。	代理の方でもかまいません。ただし、本人の氏名、住所、生年月日は確認させていただきます。
	事前相談	長寿福祉課に相談等なく補聴器を購入しても大丈夫ですか。	まず長寿福祉課にご相談ください。対象要件の確認と説明をいたします。
	対象者	現在は松山市に住居登録がありますが、購入した時は松山市外に住居登録がありました。対象になりますか。	購入日時時点で松山市に住居登録がある方が対象ですので、対象ではありません。
	対象者	松山市に住んでいますが、住民登録は市外にあります。対象になりますか。	住民登録が松山市にある方が対象ですので、松山市内にお住まいでも住民登録が市外の方は対象外です。
	対象者	聴覚障害の障害者手帳を持っていますが、助成対象になりますか？	聴覚障害の障害者手帳をお持ちの方は本事業の助成対象にはなりません。補装具支給制度がありますので、障がい福祉課（089-948-6017）にお問い合わせください。
	対象者	家族の中で私だけ市民税の所得割が非課税です。対象になりますか。	対象になりません。非課税世帯対象です。世帯全員が非課税である必要があります。
	対象者	非課税世帯かどうか何を見たら分かりますか。	市県民税の納税通知書により確認できます。お手元がない場合、長寿福祉課（089-948-6842）にお問合せください。
	対象者	両耳の聴力レベルが何デシベル分かりません。	耳鼻咽喉科で検査をお願いしてください。対象者となるためには、聴力レベル等を踏まえ、耳鼻咽喉科医が補聴器の必要性を認めている必要があります。
	助成対象	助成対象は何ですか。	補聴器本体と付属品（電池、充電器及びイヤモールド）の購入に要した費用です。
	助成対象	どのような補聴器が助成対象ですか。	医療機器の補聴器です。補聴器には必ず医療機器承認番号が付与されていますのでご確認ください。集音器や助聴器は医療機器ではありませんので対象外です。
	助成対象	集音器や助聴器は助成対象ですか。	対象ではありません。補聴器は医療機器ですが、集音器や助聴器は家電の一種です。
	助成対象	何回も利用できますか。	1人1回です。ただし、前回の助成金の交付決定日から5年以上経過し、新品に買い換えた場合には再度申請可能です。
	助成対象	意見書作成にかかった診察料や文書料は助成対象になりますか。	対象になりません。対象は補聴器本体と付属品（電池、充電器及びイヤモールド）の購入に要した費用のみです。
	助成対象	補聴器購入にかかった交通費や送料等は助成対象になりますか。	対象になりません。対象は補聴器本体と付属品（電池、充電器及びイヤモールド）の購入に要した費用のみです。
	助成対象	補聴器の付属品は助成対象になりますか？	補聴器本体と同時に購入する場合、電池、充電器及びイヤモールドは対象となります。付属品のみを購入する場合は対象外です。
	助成対象	補聴器の修理費やメンテナンス費用は助成対象になりますか？	修理費やメンテナンス費は助成対象にはなりません。助成対象は購入費のみです。
	助成対象	令和7年3月31日以前に購入した補聴器は対象になりますか。	対象になりません。申請可能なものは、令和7年4月1日以降に購入されたものです。
	助成対象	消費税は助成対象ですか。	対象です。
	助成対象	クレジットカード決済で購入したのも対象ですか。	対象です。
	助成対象	ポイントやクーポンを利用して購入した場合、対象になりますか。	ポイントやクーポンは助成対象外です。ポイントやクーポンを利用した額を差し引いた金額が助成対象です。
	助成額	助成額はいくらですか。	購入費用と30,000円のいずれか低い額です。 例1) 補聴器価格50,000円→助成額30,000円 例2) 補聴器価格20,000円→助成額20,000円
	申請	補聴器を購入する前に申請が必要ですか。	耳鼻咽喉科医で診察した後、購入後の申請です。なお、対象要件の確認と説明がありますので、購入前にまず長寿福祉課にご相談ください。
	申請	申請書類はどこで入手できますか。	長寿福祉課（松山市役所別館3階）でお渡しします。対象者要件の説明がありますので、必ずお問合せください。
	申請	郵送で申請する場合の申請日はいつになりますか。	市役所に届いた日を申請日とさせていただきます。
	申請	他の補聴器助成制度と重複して申請できますか。	重複はできません。
	申請	申請期限はいつまでですか。	申請期限は購入した日の翌日から起算して1年以内です。
	申請	申請書は市役所に持参しないといけませんか。	郵送でも受け付けています。支所では受け付けていませんのでご注意ください。
	耳鼻咽喉科医	意見を記入いただく耳鼻咽喉科医は補聴器相談医でないといけませんか。	耳鼻咽喉科医であれば、補聴器相談医である必要はありません。
	耳鼻咽喉科医	申請書兼請求書の意見欄ではなく、耳鼻咽喉科医が作成した診断書を提出してもいいですか。	対象要件（聴力レベル40デシベル以上、医師が必要性を認めること）を確認できれば様式は問いません。

NO.	区分	質問	回答
	補聴器購入	補聴器を購入する店舗や業者は決まっていますか。	決まっています。ただし、対象となる補聴器は医療機器認証を受けたものに限ります。
	補聴器購入	領収書にはどのような記載が必要ですか。	購入者（申請者）の氏名、購入日、購入金額、購入品名（メーカー名、商品名）、発行者（購入店舗）の名称及び所在地の記載が必要です。
	補聴器購入	領収書に品名が書かれていないが、どうすればいいですか。	領収書に必要事項が記載されていない場合は、納品書や明細書など購入内容がわかるものの写しを添付してください。
	補聴器購入	領収書を紛失した場合、どうしたらいいですか。	購入した店舗等に再発行をお願いしてください。不可能な場合、購入した商品の情報が記載され、料金を支払ったことが分かるものがあれば領収書以外でもかまいません。証明できるものが何もなければ申請できません。
	補聴器購入	領収書の代わりにレシートの添付でもいいですか。	購入者（申請者）の氏名、購入日、購入金額、購入品名（メーカー名、商品名）、発行者（購入店舗）の名称及び所在地が記載されていれば問題ありません。必要事項が記載されていない場合は、納品書や明細書など購入内容がわかるものの写しを合わせて添付してください。
	補聴器購入	領収書に補聴器以外のものが記載されていますが問題ないですか。	補聴器（電池、充電器及びイヤモールド含む）の商品名と購入金額が分かれば問題ありません。分からなければ購入した店舗等に再発行を依頼してください。
	補聴器購入	インターネットで商品を購入しました。領収書がありませんがどうしたらいいですか。	インターネットでも店舗によっては領収書を発行されるようですのでご確認ください。発行されない場合は、以下の【購入内容が確認できる書類】と【支払内容が確認できる書類】をそれぞれご提出ください。 【購入内容が確認できる書類】購入した補聴器が掲載されているパンフレットやカタログ、購入画面のハードコピー等 【支払内容が確認できる書類】レシートやクレジットカード売上票等
	助成金支払	振込先を本人以外の名義の口座にすることはできますか。	可能です。本人以外の口座を希望される場合は、委任状欄に委任の旨ご記載ください。ただし、原則本人に支払うものであるため、ご本人の口座がなく、ご家族等で口座を共有している等やむを得ない場合のみ本人以外の口座への振込みが可能です。
	助成金支払	助成金を補聴器購入店に直接振り込むことは可能ですか。	できません。補聴器購入店へ支払った購入費用に対する助成金になるため、購入した本人宛に支払うものです。ご本人の口座がなく、ご家族等で口座を共有している等やむを得ない場合のみ本人以外の口座への振込みが可能です。
	助成金支払	助成金はいつ振り込まれますか。	申請書兼請求書の審査後にお送りする交付決定通知書に振込日を記載しています。基本的には申請書兼請求書の提出から1～2ヶ月程度での振込みとなります。
	その他	不交付になる場合はどのような場合ですか。	要件を満たしていない場合などです。助成金の利用を検討される場合は、必ず購入前に長寿福祉課に事前にご相談ください。